

大正・昭和期の在野研究者フィールドノートを CC BYでオンライン公開するまで —赤星直忠考古学研究資料デジタルアーカイブの公開—

千葉 毅（神奈川県立歴史博物館）

Publishing the Field Notes of Independent Scholars From the Modern Era Under CC BY

Chiba Tsuyoshi (Kanagawa Prefectural Museum of Cultural History)

・デジタルアーカイブ／Digital archives・CC BY／CC BY・
未公表著作物／Unpublished works・近現代史／Modern history

はじめに

2021年9月、神奈川県立歴史博物館では、大正・昭和期に活躍した在野研究者のフィールドノートを、出典明記のみを条件に自由利用できる形（CC BY）でオンライン公開した。本稿ではその公開に至る経緯や公開方針、具体的な公開方法を紹介する。

行政による今日的な文化財保護体制が確立する以前、大学等の研究機関に加え、文化財に関する調査研究や保護を支えたのは、全国各地に存在した在野研究者たちであった¹⁾。彼らが残した記録には、それぞれの地域を考えると、重要な価値が含まれることも多い。一方、それらは個人の資料や記録であることから、管理体制も一様ではなく、一次資料にアクセスすることが容易でないケースもある。また資料や情報が分散し、相互に参照されづらいこともある。本稿で紹介する『赤星直忠考古学研究資料』も、まさにそのような状況にあった。

「この貴重な記録を広く活用されるようにしたい！
自分も使いたい！」

これが今回の公開に至るモチベーションである。

1. 『赤星直忠考古学研究資料』とは

『赤星直忠考古学研究資料』は、大正～昭和時代、神奈川県あかほしなおただの三浦半島を中心に考古学・歴史学・民俗学等の調査を重ね、県域における文化財保護の黎明期を築いた赤星直忠（1902～1991年）のフィールド

ノートである（図1）。1922～1952年に記されたもので、全6冊からなる。内容は多岐にわたるが、赤星による調査の記録や草稿、写真、スケッチ等が含まれ、対象とする時代も先史から古代、中世、近世、近現代と幅広い。今日では失われてしまった文化財に関する記録も見られる。文化財に関する情報としてはもちろん、軍による検閲印が押印された遺跡写真（例えば5巻p.151、図2）や戦後の「色の薄い」インク（例えば6巻p.60）等、赤星が活躍した時代を物語る資料としての価値もあわせ持つ貴重な資料と言える。現在は赤星直忠博士文化財資料館の所蔵²⁾となっている。

赤星は膨大な調査記録やメモを残したが、その多くは、生前、神奈川県立埋蔵文化財センターへ寄贈され、「赤星ノート」として知られている³⁾。一方、



図1 赤星直忠考古学研究資料（赤星直忠博士文化財資料館所蔵）「赤星直忠考古学研究資料デジタルアーカイブ」より

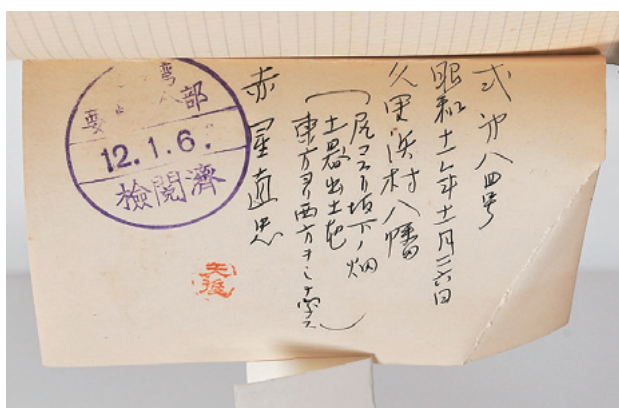


図2 検閲印が押された写真(裏面)(第5巻p.151)
「赤星直忠考古学研究資料デジタルアーカイブ」より

この度公開した『赤星直忠考古学研究資料』は、赤星が亡くなるまで本人の手元で保管されていたもので、特に思い入れがあったものと伝わっている。これまで、ごく一部が論文等で紹介されたことがあるが⁴⁾、大部分は未公開である。

2. 公開の経緯と経過

2018～2020年度、神奈川県立歴史博物館では県費による研究プロジェクト「神奈川県域における大正・昭和期の文化財保護・地域史研究と在野研究者の関係性をめぐる研究」⁵⁾を実施し、その一環として赤星直忠に関する資料の所在調査、現状調査を行った⁶⁾。その上で、研究期間中に一定のまとまりとして整理でき、これまで未公開かつ重要な情報が含まれる資料として、当該ノートの整理を企画し、所蔵者と協議のうえ、データ化等の作業を行った。

基礎整理として全ページをデジタル化し、見出しの作成、ノートに記載された情報と関連する情報の探索等を実施した。デジタル化にあたっては、見開きごとの写真撮影に加え、貼付写真、詳細な図面についてはスキャニングも実施した。手書き文字の書き起こしも順次行った。

作業を進めながら、効果的な成果公開の方法としてオンライン公開を模索、具体的方法や課題を館内で整理した。所蔵者とも数度にわたり協議し⁷⁾、オンライン公開の見通しが得られることとなった。

研究期間中に基礎データ作成、オンライン公開

のための権利処理等⁸⁾の手続きまでを完了、公開用データ整理等の作業を2021年度に継続して実施し、2021年9月23日に公開した。

3. 公開の方針

オンライン公開については、基本的な考え方として以下のような方針で検討した。

【コンテンツ的側面】

- ・全ページを現状のまま公開する
→白紙ページもそのまま公開する。
- ・ノートとしての情報を極力減らさない。
→綴込や写真等貼付の状態等も分かるように。
- ・ノートに含まれる情報と関連情報をつなぎ、公開後の更新・充実も想定する。
- ・各権利者、関係者等への配慮を十分に行う。

【技術的側面】

- ・「公開技術」に自分の労力をなるべくかけない。
→既存技術を活かす方法で検討する。公開のための新規システム開発等を行わない。その分の労力・コストはコンテンツの充実に注ぐ。
- ・作る側、使う側ともに使いやすい技術を使用する。

【利便性的側面】

- ・利用者が使いやすい公開方法、使いたくなる利用条件を模索する。
- ・充実した内容は前提として、利用条件は極力少なく、省略可能な利用手続き等は極力省略する。
→運営の手間も削減できるように。
- ・公開ページが認知・検索されやすいようにする⁹⁾。

【双方向的情報の側面】

- ・公開サイドの発信だけでなく、利用者が持つ情報も反映させられるようにする。

4. 公開の方法

冊子状のアナログ媒体をオンライン公開する方法として、現状ではデータベース型、冊子データ(PDF)型が一般的だが、それぞれにメリットと弱点があると感じている(表)。そのため、両方の方法で公開し、使い方に応じて利用できるようにした。また、オンラ

表 筆者の考えるデータベース型公開と冊子データ型公開の
メリットと弱点

データベース型
メリット ・ 検索性の良さ ・ 関連情報を多く示せる ・ 情報更新・追記しやすい ・ 特定ページへのリンクが可能 等 弱点 ・ 通覧性・閲覧性の悪さ ・ 通信環境による動作遅延 等
冊子データ型
メリット ・ 通覧性・閲覧性の良さ ・ 一度ダウンロードしたらオフラインでも閲覧できる ・ まとめて印刷できる ・ 「刊行物」として発信できる（引用されやすい?） ・ 「冊子」感がある 等 弱点 ・ 関連情報を付加しにくい （付加するほど見づらくなる） ・ 特定ページへのリンクがしづらい ・ 閲覧にはまず全頁のダウンロードが必要 等

イン上で簡単に相互を参照しやすくできるよう工夫し、それぞれの弱点を補うことを試みた。

(1) データベース型「赤星直忠考古学研究資料デジタルアーカイブ」

全ページを見開きごとに閲覧できるデータベースである（図3）。各ページの見開き・部分画像に加え、記載された遺跡名、人物名、文章等を項目ごとに掲載する（図4）。資料のスケッチや写真がある場合、当該資料の現在の所蔵機関や、当該ページを引用・言及した文献等の情報も掲載する。情報は随時更新する。見開きごとに詳細な内容を知りたい際にはデータベース型が便利である。

公開には既存のオンラインデータベースシステム「I.B.museum SaaS」（早稲田システム株式会社）を使用した¹⁰⁾。画像はダウンロード可能とし、一定の条件のもとで自由に利用できるようにする（後述）。画像形式はjpg、サイズは5～10MBである。神奈川県立歴史博物館が運営する。

(2) 冊子データ (PDF) 型『赤星直忠考古学研究資料』

1冊ずつ、全ページがまとまったPDFデータである（図5）。見出し、人物名、キーワードとなる用語を余白に記載し、一定の検索性を持たせた。電子刊行物として神奈川県立歴史博物館・赤星直忠博士文化財資料館名義で発行した。ページをめくりながらどんどん読み進めたいときにはこちらが便利である。1冊のファイルサイズは60～90MBである。なお、印刷刊行はしていない。

全ページにデータベースの当該ページへのリンクボタン、QRコードを設置した。これにより、PCやスマートフォン等で閲覧している際にはリンクボタンから、印刷した際にはQRコードから、データベースの当該ページへ簡単にアクセスできる。

肝心のPDFファイル公開場所であるが、博物館のウェブサイト上にPDFファイルを配置するだけでは、なかなかアクセスされづらい。現在、文化財文献データベースとして、多くの既存文献データベースと連携し、被検索性や運営側・利用者側の使い勝手もよいシステムは「全国遺跡報告総覧」¹¹⁾ であろう。神奈川県立歴史博物館では、2018年から同サイトで考古分野の刊行物を公開しており、そのメリットを実感していた。そのため、今回の公開も「全国遺跡報告総覧」の神奈川県立歴史博物館アカウントから公開することとした。



赤星直忠考古学研究資料デジタルアーカイブ
https://jmapps.ne.jp/akahoshinaotada_digitalarchive/



『赤星直忠考古学研究資料 第1巻』PDF版（全国遺跡報告総覧）
<https://sitereports.nabunken.go.jp/101887>



図3 「赤星直忠考古学研究資料デジタルアーカイブ」トップページ



図4 「赤星直忠考古学研究資料デジタルアーカイブ」詳細画面

5. 非公開個所の抽出・対応

(1) 非公開個所の抽出方針

公開方針で記したように、原則として全ページをそのまま公開することを重視したが、以下については非公開とした。

- ・赤星直忠以外の著作物

→ノートに貼付された赤星宛の書簡等。権利処理が未了のため。

- ・個人に不利益となり得る情報¹²⁾

個人住所（番地のみ非公開とした）

資料のやり取りに関する記載（「〇〇氏に貸したが返ってこない」等）

- ・ノート所蔵機関の意向

(2) 非公開個所の対応

非公開と判断した個所については、当該箇所をマスキングした上で公開した。ただ、「何をマスキングしたのか」がまったく分からないと研究資料としての価値が減ってしまうため、見出し程度の概要を記しておくこととした（例えば「著作権保護のためマスキング・〇〇氏からの手紙」等）。

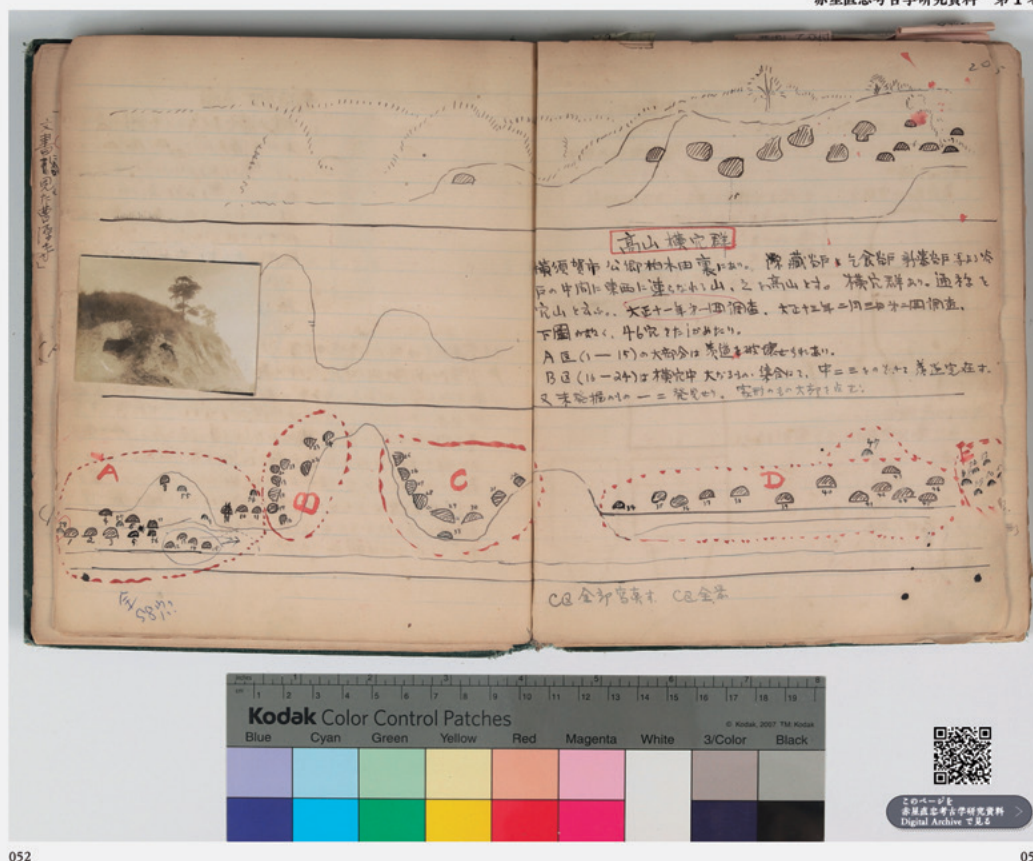
また、赤星以外による記述であっても、著作物とは判断されない文章（文頭の挨拶文や事実記載のみの文章等）はマスキングしていない。

6. 画像の公開方針および利用条件

(1) 画像の公開・利用条件の方針

赤星直忠考古学研究資料に記された情報は、神奈川県域の文化財に関

(高山横穴群)



高山横穴群
第1図調査
大正11年
第2図調査
大正13年2月3日

図5 『赤星直忠考古学研究資料』PDF版(第1巻pp.52-53)
右下のQRコードおよびリンクボタンから、デジタルアーカイブの同ページへアクセスが可能

する基礎的・歴史的な重要な記録であり、公開の意義は大きい。所蔵者も広く活用される形での公開を希望している。また、公開後には、画像の利用希望が相当数見込まれる。

しかし、神奈川県立歴史博物館の所蔵資料ではないため、神奈川県は利用に関する許認可権限を持たない¹³⁾。一方で、所蔵者には現状でそれらの事務手続きに対応するだけの人的・経済的余裕はない。

そのため、公開した画像の利用は、なるべく広く活用されやすい条件としつつ、所蔵者・神奈川県立歴史博物館・利用希望者の負担を極力減らしながら運用可能な方法という方針で検討した。

ただ、資料の利用については神奈川県立歴史博物館の許認可対象外であっても、公的機関が公開する以上、最低限のマナーを求める必要はあろう。また、より良い公開方法を検討するため、利用状況の傾向もある程度

は把握したいところではある。

(2) 画像の利用条件・利用状況把握

上記のような方針に則りつつ、現実的な運用方法として以下の対応とした¹⁴⁾。

- 出典明記を条件に、手続き無く自由にダウンロードし利用可能とする(=CC BY 4.0¹⁵⁾)。
- 公序良俗に反しない方法での利用をお願いする。
- 以下の免責事項を明記する。

- ・利用者が本データベースを用いて行う一切の行為(コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む)について、神奈川県立歴史博物館および赤星直忠博士文化財資料館は何ら責任を負わない。
- ・本ガイドラインおよび掲載コンテンツは、予告なく変更、削除等が行われることがある。

- 画像利用者に対して、可能な範囲で利用目的・方

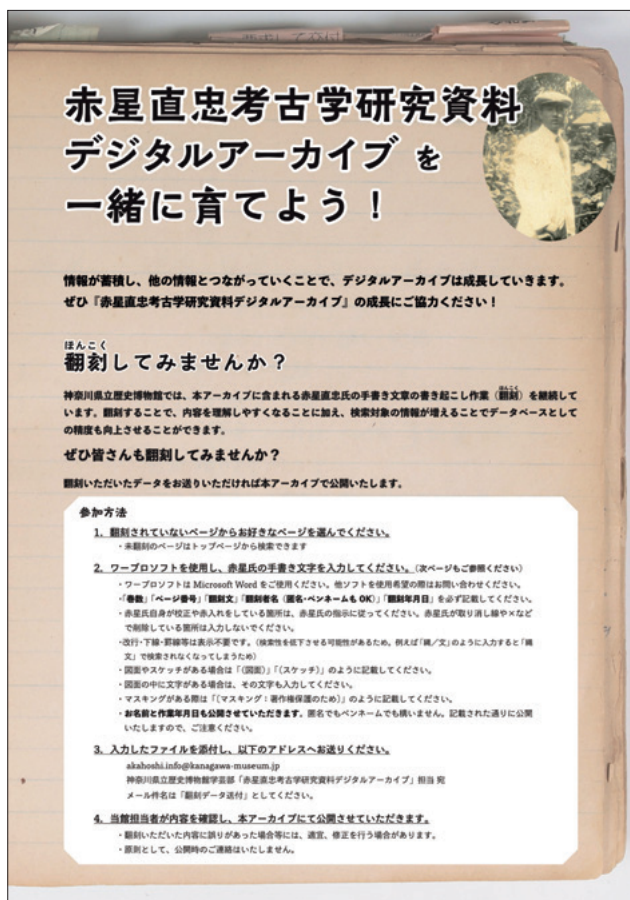


図6 デジタルアーカイブへの参加の呼びかけ

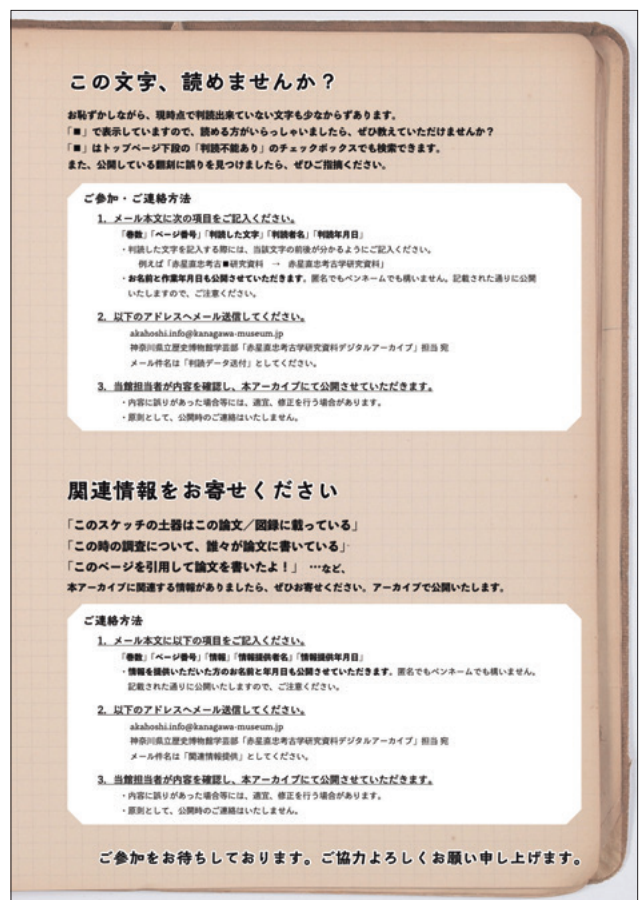
法を教えてもらえるようお願いする。寄せられた情報は神奈川県立歴史博物館でとりまとめ、随時、所蔵者と共有する。

7. 利用者の参加

公開にあたり必要な情報は整備したが、文字起こし（翻刻）や関連情報の探索等は継続的に更新をしていく予定である¹⁶⁾。これらに関しては、利用者にも参加・情報提供してもらうことで情報蓄積の推進を図ると同時に、利用者が主体的に関わることでできる双方向的なデジタルアーカイブを目指していきたいと考えている¹⁷⁾（図6）。

おわりに

本稿では『赤星直忠考古学研究資料』のオンライン公開までの道のりを紹介した。しかし、デジタルアーカイブは公開後も継続的なアップデートを図る



ことが肝要である。本アーカイブについても、赤星関連資料の所蔵機関が公開している情報との照合、ジャパンサーチをはじめとする他アーカイブとの連携、情報提供の積極的呼びかけ等、より魅力的なアーカイブを目指したい。

今回の公開が、これまでアクセスのハードルゆえに参照されることの少なかった過去の貴重な情報に対し、再び光を当てるための一つの試みとして多少なりとも資することがあれば幸甚である。

謝辞

赤星直忠考古学研究資料デジタルアーカイブの公開および本稿の執筆にあたり、赤星剣二氏、釵持輝久氏、宇内正城氏、斎藤彦司氏、多田文夫氏、赤星直忠博士文化財資料館には大変お世話になりました。末筆ながら記して感謝申し上げます。

【註】

- 1) 斎藤 忠 2000『郷土の好古家・考古学者たち—東日本編—』雄山閣出版 等による。
- 2) 民法では「所有」「所有者」だが、文化財業界での慣例にならない本稿では「所蔵」「所蔵者」を使用する。
- 3) 現在は神奈川県教育委員会生涯学習部文化遺産課が保管。以下に目録が掲載されている。

神奈川県立埋蔵文化財センター編 1996～1999『神奈川県立埋蔵文化財センター 年報14～年報18』

また、2004 年以来、かながわ考古学財団古墳時代研究プロジェクトチームが「赤星ノート」に記載された古墳時代資料を継続的に紹介している。

かながわ考古学財団古墳時代研究プロジェクト 2004～2021「考古学の先駆者 赤星直忠博士の軌跡 (1)～(18) 一通称「赤星ノート」の古墳時代資料紹介」『研究紀要 かながわの考古学』9～26

- 4) これまで『赤星直忠考古学研究資料』を紹介したものとして、例えば以下がある。

神奈川県立金沢文庫編 2005『神奈川県立金沢文庫開館 75 周年記念企画展 頼朝・範頼・義経—武州金沢に伝わる史実と伝説—』神奈川県立金沢文庫 (6 巻 pp.32-33 を紹介)

千葉 毅・釧持輝久・塩原 健 2020「赤星直忠による 1947 年の横浜市薬王寺貝塚 (称名寺 E 貝塚) 発掘調査」『横須賀市博物館研究報告—人文科学—』64 (6 巻 p.17 を転載) [https://www.museum.yokosuka.kanagawa.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/j64-2_Chiba_et_al_2020.pdf]

- 5) 平成 31 年度～令和 2 年度神奈川県立歴史博物館総合研究「神奈川県域における大正・昭和期の文化財保護・地域史研究と在野研究者の関係性をめぐる研究」による。研究代表者：千葉毅[考古学]、研究分担者：神野祐太[中世・彫刻史]、武田周一郎[現代史]。
- 6) 参考として、赤星直忠関連資料の所蔵を把握できた機関および当該資料が掲載されている関連目録等を記しておく。

・横須賀市自然・人文博物館

横須賀市博物館編 1983「赤星直忠博士寄贈考古

資料目録」『横須賀市博物館資料集』第 7 号

横須賀市自然・人文博物館編 1992「赤星直忠博士寄贈図書目録」『横須賀市博物館資料集』第 16 号

横須賀市自然・人文博物館編 2007「赤星直忠博士寄贈抜刷・図書等目録」『横須賀市博物館資料集』第 32 号

・赤星直忠博士文化財資料館

・神奈川県立歴史博物館

神奈川県立歴史博物館編 2021『神奈川県立歴史博物館資料目録 赤星直忠旧蔵資料目録』 [<https://sitereports.nabunken.go.jp/90279>]

・神奈川県教育委員会

神奈川県立埋蔵文化財センター編 1996～1999「寄贈資料紹介「赤星ノート」」『神奈川県立埋蔵文化財センター 年報14～年報18』

・東京国立博物館

東京国立博物館編 1986『東京国立博物館図版目録・古墳遺物篇 (関東Ⅲ)』

東京国立博物館編 2003『東京国立博物館図版目録・縄文遺物篇 (骨角器)』

東京国立博物館編 2005『東京国立博物館図版目録・弥生遺物篇 (金属器) 増補改訂』

東京国立博物館編 2009『東京国立博物館所蔵骨角器集成』

東京国立博物館編 2013『東京国立博物館所蔵骨角器集成 2 鹿角製刀剣装具篇』

東京国立博物館編 2017『東京国立博物館図版目録・経塚遺物篇 (東日本) 新訂』

国立文化財機構所蔵品統合検索システム ColBase [<https://colbase.nich.go.jp>]

・東京大学 (考古学研究室・総合研究博物館)

東京大学文学部考古学研究室編 1951『東京大学蔵版文学部考古学研究室蒐集品考古図編 第 11 輯』

・神奈川県立金沢文庫

千葉 毅 2020「神奈川県立金沢文庫保管の考古資料とその来歴—横浜市称名寺貝塚の縄文時代

遺物を中心に―』『金沢文庫研究』第344号

・鎌倉国宝館

・国立歴史民俗博物館

国立歴史民俗博物館編 2008『国立歴史民俗博物館資料目録 [7] 直良信夫コレクション目録』

- 7) 所蔵者である赤星直忠博士文化財資料館としても、赤星の没後 30 年を迎える中で、赤星の関連資料を広く活用されるようにしたいとの意向があった。そのため、公開についてもスムーズに方向性を共有できた。
- 8) 公開にかかる権利処理としては、ノートの所蔵者(赤星直忠博士文化財資料館) および著作権者として赤星直忠のご遺族にオンライン公開の承諾をいただいた。ただ、本ノートが未刊行(未公表)の著作物であることは注意しておきたい。未公表の著作物は、著作者人格権に含まれる「公表権」により保護される。著作者人格権は著作財産権と異なり、一身専属的(相続されない)かつ死後も保護される権利であるため、厳密にはご遺族にも公表を許可する権利はない。ただ、実際には著作者が亡くなった後に人格的利益を行使するのは原則としてご遺族であることから、本件ではご遺族からの承諾をもって公開することとした。

なお、ノートに貼付された私信等の著作権者まで辿ることは困難であったため、今回の公開では当該部分は非公開とした(後述)。

- 9) 本アーカイブを知らない人へ届くためには、通常の検索エンジンにいかにつけられるか、「赤星直忠」と検索して上位に表示されるかが重要となる。
- 10) 「I.B.museum SaaS」は博物館資料に特化したクラウドデータベースであり、データベース構築から公開ページの作成まで操作性が良い。加えて、10MBまでの画像をアップロード可能な点、画像のダウンロード機能、SNS連携機能等も充実していることから、今回の公開システムに採用した。

また、神奈川県立歴史博物館では、音声ガイドアプリ「ポケット学芸員」運用のため、既に「I.B.museum SaaS」を導入していた。そのため、本データベース

運用にあたって追加の料金や手続きなく利用することが可能だったことも採用の大きな理由である。

11) <https://sitereports.nabunken.go.jp>

- 12) 個人情報の保護に関する法律(いわゆる個人情報保護法)では生存する個人が対象であり、本件では、ほぼ対象とならない。本件では主に以下を参照した。

神奈川県立公文書館条例施行規則

[<https://archives.pref.kanagawa.jp/www/contents/1549906130354/index.html>]

神奈川県立公文書館資料の閲覧制限の審査基準

[<https://archives.pref.kanagawa.jp/www/contents/1583821411634/index.html>]

デジタルアーカイブ学会 肖像権ガイドライン

[<http://digitalarchivejapan.org/bukai/legal/shozoken-guideline/>]

- 13) 館蔵資料ではなかったから自由利用での公開ができたという面もある。館蔵資料であれば特別利用の手続きが条例で定められているため(神奈川県立の博物館条例第7条)、CC BYでの公開は現状では少々難しい。
- 14) この公開方針・方法は、公立博物館におけるパブリックドメイン(Public Domain)でのデジタルアーカイブ公開の先駆的事例である足立区立郷土博物館収蔵資料データベース [<https://jmapps.ne.jp/adachitokyo/>] を大いに参考にした。
- 15) クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス(CC BY 4.0) [<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>]
- 16) 現在の翻刻状況は686件中225件である(うち判読不可文字を含むのが45件)(2021年12月10日時点)。
- 17) 利用者が主体的に参加でき、集合知を活かしたデジタルアーカイブとして「みんなで翻刻」 [<https://honkoku.org>] を参考にした。

*参照ウェブサイトの最終閲覧日はいずれも2021年12月10日である。